

第 3 3 号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

品川区長 濱 野 健

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 4 年品川区条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条（見出しを含む。）および第 1 2 条第 4 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第 1 地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部大崎駅西口地区地区整備計画の項中「平成 2 0 年東京都告示第 1 2 6 1 号」を「平成 3 0 年東京都告示第 5 7 号」に改める。

別表第 2（同表東品川二丁目地区地区整備計画の部 A 地区の項および同表大崎駅西口地区地区整備計画の部を除く。）中「風営法」を「改正前の風営法」に改め、同表地区整備計画等の名称の部地区整備計画等地区の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表東品川二丁目地区地区整備計画の部 A 地区の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 5 号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改め、

「以下「」の次に「改正前の」を加え、同表西五反田三丁目地区地区整備計画の部住工複合地区の項および沿道商業地区の項中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改め、同表品川駅東口地区再開発地区整備計画の部A-1地区の項、B-1地区の項およびB-4地区の項中「別表第2（ち）項第4号および（り）項」を「別表第2（り）項第4号および（ぬ）項」に改め、同表東五反田地区地区整備計画の部A地区の項およびB地区の項、同表東品川四丁目地区地区整備計画の部A街区の項およびD街区の項ならびに同表大崎駅東口第3地区地区整備計画の部A地区の項、B地区の項およびC地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改め、同表大崎駅西口地区地区整備計画の部A地区の項中「風営法」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この部において「風営法」という。）」に改め、同部B地区、E東地区およびE西地区の項を同部B地区およびE東地区の項とし、同部D地区の項の次に次のように加える。

E西地区	風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物		10分の10。ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。	10分の6	200平方メートル。ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。	500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者専用デッキ、渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で横断歩道橋、道路上空に設けられる渡り廊下等に接続するもの、歩行者の通行	30メートル（T.P.からの高さとし、階段室、昇降機塔等部分および棟飾等の屋上突出物を含む。）	
------	----------------------------------	--	-------------------------------------	-------	----------------------------------------	----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	--

							の用に供する部分の上部に設置される屋根、ひさしその他これらに類する建築物の部分および公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するものについては、この限りでない。	
--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第2大崎駅西口地区地区整備計画の部に次のように加える。

F南地区	風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物	10分の65 (住宅等の用途に供する分の積率を10分の20以上とする場合に限る。)	10分の30	10分の6	300平方メートル	500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者専用デッキ、渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で横断歩道橋、道路上空に設けられる渡り廊下等に接続するもの、歩行者の通行の用に供する部分の上部に設置される屋根、ひさしその他これらに類する建築物	149メートル(T.P.の高さと階段室、昇降機部分および棟屋上突出物を含む。)
------	----------------------------------	----------------------------------------------	--------	-------	-----------	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------

							の部分および公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するものについては、この限りでない。		
F北地区	風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物					500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。			

別表第2東五反田二丁目地区地区整備計画の部A1地区の項、A2地区の項、A3地区の項、B地区の項およびC地区の項ならびに同表北品川五丁目地区地区整備計画の部A1地区、A2地区、B地区、C1地区、C2地区、D地区、E地区およびF地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改め、同表広町一丁目周辺地区地区整備計画の部B地区の項中「別表第2（る）項」を「別表第2（を）項」に改め、同部C地区の項中「別表第2（を）項第7号」を「別表第2（わ）項第7号」に改め、同表西品川一丁目地区地区整備計画の部A地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条および第12条第4項の改正規定ならびに別表第2の改正規定（同表大崎駅西口地区地区整備計画の

部に係る部分を除く。)は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 大崎駅西口地区地区計画の一部が変更されたことに伴い、区域内における建築物の用途等に関する制限を定めるほか、規定を整備する必要がある。